

保育料免除について(幼稚園用)

●はじめに

広島大学では、経済的な理由などにより保育料を納入することが困難な人に対して、保育料の全額または半額を免除する制度を設けています。選考にあたっては、家庭の経済状況等により順位付けを行い、予算の範囲内で免除者を決定します。

なお、保育料免除等の申請にあたっては、経済状況等を正確に把握するために、様々な証明書等の提出が必要です。必ず受付期限内に、不備・不足書類等ないように申請してください。

●免除申請ができる人

以下の①または②に該当する人が対象となります。

①経済的理由により授業料を納入することが困難で、かつ、園長が学業優秀と認めた人

②保育料納入6か月以内(新入学生は、入学年度の最初の学期に限り入学前1年以内)に、以下のいずれかの事由が発生し、保育料の納入が困難になった人

- 1) 学資負担者が死亡した場合
- 2) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 3) 学資負担者が失職(パート、派遣社員は除く)し、申請時現在未就職の場合
(失職とは、会社倒産、解雇等により職を失った場合であり、定年退職、勸奨退職、自己都合による退職や廃業等は含みません。)
- 4) 学資負担者が申請時現在長期療養中の場合
(長期療養中とは、見込みも含めて6か月以上の療養が必要で、就業不能の状態にある場合をいいます。)

●家計基準

免除を受けることができる所得の目安を以下に示していますが、免除者については、経済状況等による順位づけを行い、予算の範囲内で決定しますので、この所得内であっても必ず免除されるということではありません。

●例1 家族2人《本人(母と同居)、母(収入あり)の場合》

全免・半免及び 所得区分	全額免除	半額免除
-----------------	------	------

本人の 学生区分	全額免除		半額免除	
	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者
幼稚園	511万円以下	295万円以下	692万円以下	434万円以下

●受付期間

(前期申請) 平成30年4月2日 ~ 平成30年4月20日(厳守)
(後期申請) 平成30年10月1日 ~ 平成30年10月23日(厳守)

●提出先, 提出方法

各学校園のクラス担任または事務室へ同封の封筒に入れて提出してください。

●結果通知までの留意事項

保育料免除申請をした人は、免除の結果通知があるまでは、支払いが猶予されますので、保育料を納付しないでください。
(一度納付した保育料は返還できません。結果が出るまでに保育料を納入した場合は、免除申請は取り下げさせていただくこととなりますので注意してください。)

●免除決定の通知時期, 通知方法

(前期申請) 7月下旬
(後期申請) 12月下旬
クラス担任または事務室からお知らせいたします。

●提出書類について

保育料免除に必要な提出書類は、しおりP8~P11のとおりです。ただし、様式1保育料免除申請書については、附属学校園用のもの(保育料免除申請書)をご提出願います。

その他不明な点については、下記までご連絡願います。

〒739-8524

広島県東広島市鏡山一丁目1番1号

広島大学教育室教育部附属学校支援グループ(財務担当)

Tel (082)424-6964

Fax (082)424-6968

E-mail fuzoku-zaimu@office.hiroshima-u.ac.jp

1.はじめに

【特に注意する点】

免除申請は、前期・後期ごとにそれぞれ行う必要があります。

免除申請の日程等については、在學生はP 5に、新入生はP 6に掲載していますので、事前に確認の上、必ず受付期間内に、不備・不足書類のないよう申請を行ってください。

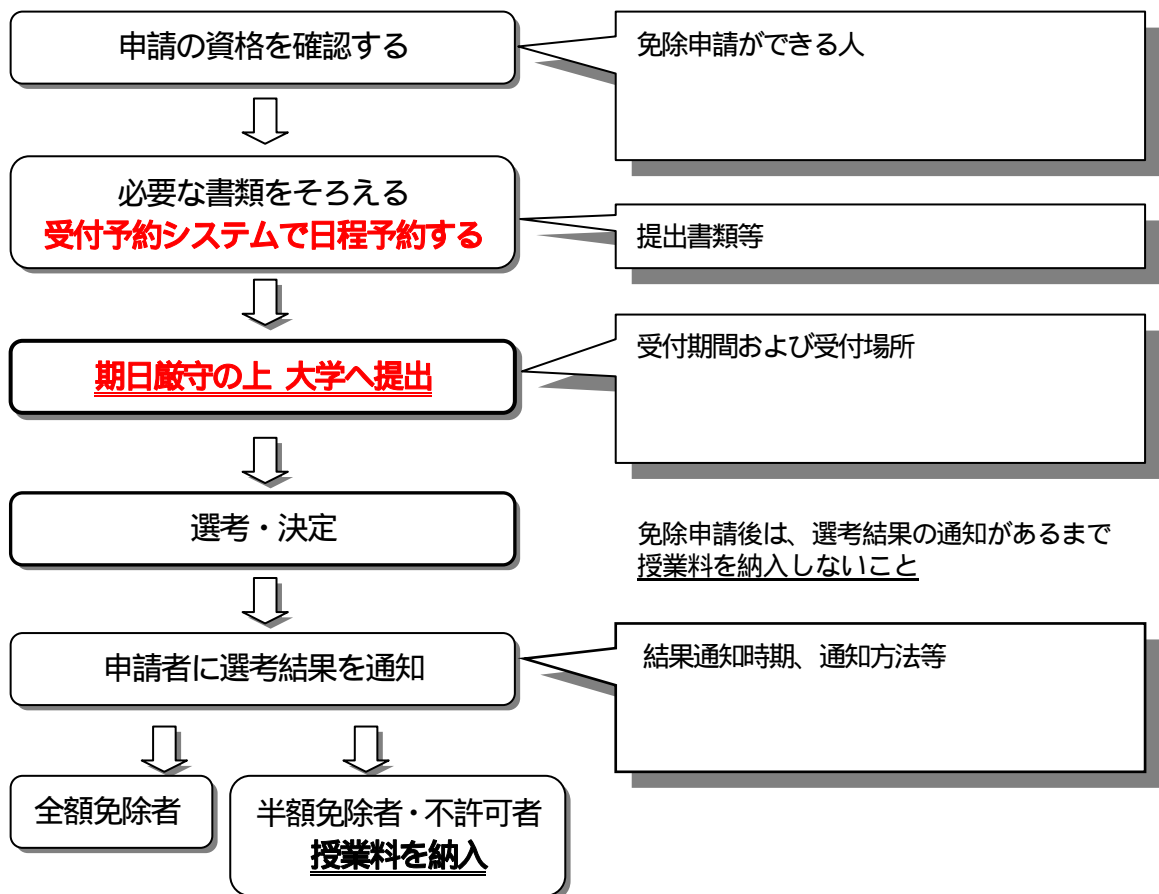
提出期限を過ぎた申請や代理申請、郵送による申請は原則として認めません。

追加で書類の提出を求める場合は、担当者が申請者本人の携帯電話番号に連絡します。音信不通や指定期日までに書類を提出しない場合は選考の対象から外します。必ず連絡がとれる状態にしておいてください。

なお、携帯電話番号に変更があった場合は、速やかに申し出てください。

申請書類に事実と異なる記載をした場合や、実際にあった収入を申告していないことが判明した場合は、以降の授業料免除申請を認めないことがあります。

【申請から決定までの流れ】



2. 授業料免除について

(1) 申請資格

経済的理由により授業料を納入することが困難で、かつ、一定の学力基準（詳細は次頁）を満たしている人

授業料納入月前6か月以内（新入学生は、入学年度の最初の学期に限り入学前1年以内）に、以下のいずれかの事由が発生し、授業料の納入が困難になった人

【注意】 次のいずれかに該当する人は申請できません。

- ・国費留学生
- ・政府や会社等から授業料の支給がある場合（日本学生支援機構等の奨学金を除く）
- ・免除の対象となる学期に在学していない人

- ・標準修業年限を超えている人

標準修業年限

学部は4年（医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科は6年）

博士課程前期・修士課程は2年

教育学研究科専門職学位課程は2年

博士課程後期は3年（医歯薬保健学研究科博士課程は4年）

法務研究科は2年または3年

専攻科は1年

最初の半期のみ

指導教員意見書（様式12）が必要です。

(2) 学力基準

入学後の修得単位（前期申請は前年度後期分まで、後期申請は当年度前期分まで）が、
本人が所属する学部、研究科等の「標準修得単位数」に達している。

--

入学後の修得単位（前期申請は前年度後期分まで、後期申請は当年度前期分まで）の「平均
評価点」が63点以上である。

--

(3) 家計基準

3. 申請方法等

指定日時・場所以外での申請や代理申請、郵送による申請は、原則として受け付けません。

4. 結果通知までの留意事項

授業料免除申請をした人は、結果通知があるまで授業料を納入しないでください。（授業料の納入が猶予されます。）

一度納入した授業料は返還できません。結果が出るまでに授業料を納入した場合は、免除申請を取り下げてください。

【注意】

5. 結果通知時期、通知方法等

前期申請 : 7月下旬

後期申請 : 12月下旬

免除申請の結果は、「学生情報の森 もみじ」の「My もみじ」に掲示して、学生個人に通知します。

6. 受付期間および受付場所

各キャンパスにおいて、「対象学部・研究科等」欄に該当する人の申請のみ受け付けます。

なお、学内行事等により、受付時間等を変更する場合がありますので、ご了承ください。
変更がある場合は、「学生情報の森 もみじ」でお知らせします。

【注意】

受付期間が始まる前に、学生生活支援グループへ連絡してください。

必ず

(1) **前期分申請受付期間** (受付日は、土曜日、日曜日および祝休日を除きます。)

【注意】平成29(2017)年度前期分授業料免除申請から Web 上の「授業料免除受付予約システム」で事前に受付日時を予約していただく方法に変更しています。

受付予約がない方は、授業料免除申請ができませんのでご注意ください。

なお、今期から霞・東千田キャンパスも予約が必要です。ご注意ください。

2018年4月入学の新入生 編入生及び学部から大学院前期、大学院前期から後期への進学者は予約不要です。

前期申請は年度末に申請期間を設けているため、確定申告未済や兄弟の進路未定等、一部書類が っていない場合でも申請を受け付けます(不足書類提出期限を別途指示します)。申請は早めに済ませましょう。

(在学生) 各キャンパスにおいて、「対象学部・研究科等」欄に該当する人の申請のみ受け付けます。

【東広島キャンパス】(予約システムでの予約必要)

	全学部、全研究科、専攻科
	2月 6日(火)~2月19日(月) 2月28日(水)~3月 2日(金) 3月22日(木)~3月23日(金)、3月27日(火)
	9:00 ~ 11:30 および 13:30 ~ 17:00
	学生プラザ1階 *受付場所を学生プラザ3階等に変更する場合があります。

【霞キャンパス】(予約システムでの予約必要)

	医学部、歯学部、薬学部、医歯薬学総合研究科 保健学研究科、医歯薬保健学研究科、法学部(夜間主コース)、 経済学部(夜間主コース)、法務研究科、 社会科学部(マネジメント専攻およびファイナンスプログラム)
	3月26日(月) (26日は在校生のみ受付可能です。新入生、学部から博士課程前期、博士課程前期から博士課程後期への進学者は11日又は東千田にお越しください。) 4月11日(水)
	10:30 ~ 11:30 および 13:30 ~ 18:00
	広仁会館 大会議室(予定)

【東千田キャンパス】(予約システムでの予約必要)

	法学部(夜間主コース)、経済学部(夜間主コース)、法務研究科 社会科学部(マネジメント専攻およびファイナンスプログラム) 医学部、歯学部、薬学部、医歯薬学総合研究科 保健学研究科、医歯薬保健学研究科
	4月6日(金)、4月17日(火)
	13:30 ~ 18:30
	東千田総合校舎 1F S114 会議室(共用講義室)(予定)

(平成30(2018)年4月新入生・編入学生)

【東広島キャンパス】(予約システムでの予約不要)

	全学部、全研究科、専攻科(霞・東千田地区新入生・編入学生も受付可能)
	4月12日(木)、4月13日(金)、4月16日(月)、 4月18日(水)
	9:00 ~ 11:00 および 13:30 ~ 16:30
	学生プラザ4階 多目的室1・2(予定)

【霞キャンパス】(予約システムでの予約不要)

	医学部、歯学部、薬学部、医歯薬保健学研究科 法学部(夜間主コース)、経済学部(夜間主コース)、法務研究科 社会科学部(マネジメント専攻およびファイナンスプログラム)
	4月11日(水)
	10:30 ~ 11:30 および 13:30 ~ 18:00
	広仁会館 大会議室(予定)

【東千田キャンパス】(予約システムでの予約不要)

	法学部(夜間主コース)、経済学部(夜間主コース)、法務研究科 社会科学部(マネジメント専攻およびファイナンスプログラム) 医学部、歯学部、薬学部、医歯薬保健学研究科
	4月6日(金)、4月17日(火)
	13:30 ~ 18:30
	東千田総合校舎1F S114会議室(共用講義室)(予定)

(2) **後期分申請受付期間**(受付日は、土曜日、日曜日および祝休日を除きます。)

平成30(2018)年7月末頃に通知します。

7. 提出書類等

平成30年(2018年)4月現在

原本の提出を指定するもの
以外は、コピーを提出してください。(次回申

請時に提出が必要な場合があります。)

【 Q & A 】よくある質問

1 全員が必ず提出する書類

【注意】次に該当する人は「家族」とみなし、収入の申告や所定の書類の提出が必要です。

- ・申請者または家計支持者と同居している人
- ・申請者または家計支持者と同居していなくても、扶養関係にある人及びその同居者、その他生計を一にする人

平成 30 年度（2018 年度）前期分 授業料免除申請提出時の確認表

受付時、確認表がないと受付できません。必ず用意してください。

授業料免除申請書	様式 1 - 1
誓約書（大学用・学生用）	様式 1 - 2
家庭調書	様式 2
収入状況等申告書	様式 3

授業料免除申請受付票（大学控・学生控）	様式 5
不足書類チェックシート（大学控・学生控）	様式 6

健康保険証（写）

・申請者（学生）本人 および 主たる家計支持者、無職無収入者（予備校生を含む）のものを提出してください。

住民票（コピー不可*）（続柄・世帯主名・本籍・筆頭者名が記載されているもの。左記項目が省略されている場合は取り直しになります。ただし、個人番号・住民票コードは省略してください。）

申請者（学生）本人を含めて、家族（【注意】参照）全員分が必要です。別居している就学者も必要です。

市県民税所得課税証明書 等（コピー不可*）

申請者（学生）本人を含めて、家族（【注意】参照）全員分が必要です。

上記必要項目が無記載または省略されている場合は取り直しになります。

市県民税所得課税証明書は、市区町村役場等で発行される最新のものを提出してください。
前期申請時……『平成 29 年度』証明書（証明の内容は平成 28(2016)年分所得になります）

2 申請者 家族の状況に応じて提出する書類 (次ページも確認すること)

収入に関する証明書等

収入は全てを正しく申告してください。正しく申告されていないことが判明した場合は、免除を取り消し、在学中の授業料免除申請を一切認めませんのでご注意ください。		
対象者	必要書類	依頼先
給与収入(パート・アルバイト含む)	2016年12月以前から 継続 して勤務している場合	源泉徴収票
	2017年1月以降に 就職 した場合	源泉徴収票
	2017年1月以降に 退職 し、 無職 の場合	源泉徴収票
	2017年1月以降に 退職 し、 転職 した場合	源泉徴収票
雇用保険受給者	雇用保険受給資格者証(全ページ)	
給与以外の収入	<p><</p> <p>平成29(2017)年分確定申告書の第一表、第二表 および 収支内訳書(または青色申告決算書)</p> <p style="text-align: right;">第三表等</p> <p>平成30(2018)年度市区町村県民税申告書 および 収支内訳書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">平成29(2017)年分報</p> <p>報酬 料金等の支払調書 受給金額のわかる</p> <p>補助金決定通知書</p> </div>	
年金・恩給等受給者	最新振込金額 または 平成29(2017)年分の受給金額がわかる通知書	
諸手当・給付金等受給者	支給通知書 または 受給金額がわかる証明書	
生活保護費等受給者	保護決定(変更)通知書	
臨時収入受給者	受給金額と受給年月日がわかる通知書 支給明細書	
特別分配金受給者	・特定口座年間取引報告書	

その他、該当者がいる場合の証明書等

対象者	必要書類	依頼先
高校生以上の就学者がいる場合	在学証明書 または 在学を証明できるもの	
兄弟等で平成 29 (2017) 年 1 月以降に別居 独立した人がいる場合		
障がいのある人がいる場合	身体障がい者手帳等 (写)	

本人が該当する場合の証明書等

対象者	必要書類	依頼先
ひとり親家庭の場合	ひとり親家庭申告書	
日本学術振興会特別研究員の場合	日本学術振興会特別研究員採用通知書	
独立生計者の場合 ・原則として大学院生・専攻科生が対象 ・父母およびそれに代わる扶養者（配偶者を除く） がいない場合や、次の 1~3 の条件全てに該当す る場合は、独立生計者として申請	家計状況申告書 世帯全員の健康保険証 預金通帳 ・所得税法上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でないことが確認	
私費外国人留学生の場合	家計状況申告書 世帯全員の在留カード または 外国人登録証明書 世帯全員の健康保険証 預金通帳	

標準修業年限を超えて申請する場合

指導教員意見書

3 特別な事由に該当する場合の証明書等

学資負担者が死亡した場合

本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

学資負担者が失職し、申請時現在未就職の場合

学資負担者が申請時現在 6 か月以上療養中、または 6 か月以上療養を必要とする見込みで就業不能の場合

4 提出する書類について、注意事項

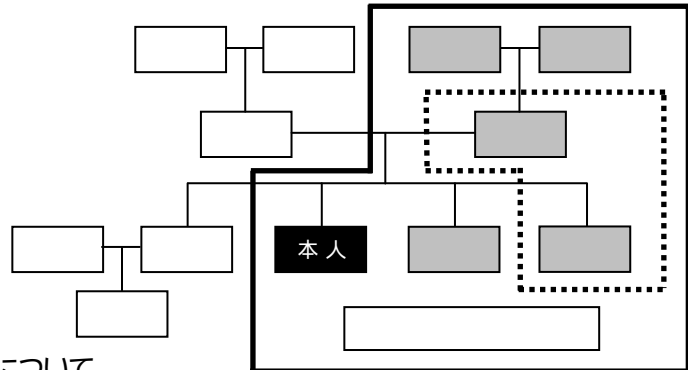
【参考】家庭状況と提出書類の事例

次に該当する人は「家族」とみなし、収入の申告や所定の書類の提出が必要です。

- ・申請者または家計支持者と同居している人
- ・家計支持者と同居していなくても、扶養関係にある人及びその同居者、その他生計を一にする人

【免除申請上の「家族」の考え方】

<例>



この場合、母、妹、弟、母方の祖父母について、
本人の家族として、収入の申告や所定の書類の提出が必要です。

< 家庭状況と提出書類の事例 (独立生計者) >

